

理容師法施行細則の一部を改正する規則の制定について

第一条による改正（理容師法施行細則（昭和三十四年福岡県規則第四十二号））新旧対照表

改正後	改正前
<p>(地位の承継の届出等)</p> <p>第六条 法第十一条の三第二項の規定により開設者の地位を承継した旨を届け出るときは、理容所開設者地位承継届出書（様式第八号、様式第九号、様式第十号又は様式第十一号）を保健福祉環境事務所長等に提出して行うものとする。</p> <p>2 施行規則第二十一条第二項第二号の規定により前項の届出書に添付する同意書は、様式第十二号によるものとする。</p> <p>(出張業務の承認の申請等)</p> <p>第七条 条例第四条第三号の承認を得ようとするときは、出張業務承認申請書（様式第十三号）を保健福祉環境事務所長等に提出しなければならない。</p> <p>2 保健福祉環境事務所長及び保健福祉事務所長は、条例第四条第三号の承認を行ったときは、出張業務承認書（様式第十四号）を交付するものとする。</p>	<p>(地位の承継の届出等)</p> <p>第六条 法第十一条の三第二項の規定により開設者の地位を承継した旨を届け出るときは、理容所開設者地位承継届出書（様式第八号、様式第九号又は様式第十号）を保健福祉環境事務所長等に提出して行うものとする。</p> <p>2 施行規則第二十一条第二項第二号の規定により前項の届出書に添付する同意書は、様式第十一号によるものとする。</p> <p>(出張業務の承認の申請等)</p> <p>第七条 条例第四条第三号の承認を得ようとするときは、出張業務承認申請書（様式第十二号）を保健福祉環境事務所長等に提出しなければならない。</p> <p>2 保健福祉環境事務所長及び保健福祉事務所長は、条例第四条第三号の承認を行ったときは、出張業務承認書（様式第十三号）を交付するものとする。</p>

第二条による改正（美容師法施行細則（昭和三十四年福岡県規則第四十三号））新旧対照表

改正後	改正前
<p>(地位の承継の届出等)</p> <p>第六条 法第十二条の二第二項の規定により開設者の地位を承継した旨を届け出るときは、美容所開設者地位承継届出書（様式第八号、様式第九号、様式第十号又は様式第十一号）を保健福祉環境事務所長等に提出して行うものとする。</p> <p>2 施行規則第二十一条第二項第二号の規定により前項の届出書に添付する同意書は、様式第十二号によるものとする。</p> <p>(出張業務の承認の申請等)</p> <p>第七条 条例第七条において準用する条例第四条第三号の承認を得ようとするときは、出張業務承認申請書（様式第十三号）を保健福祉環境事務所長等に提出しなければならない。</p> <p>2 保健福祉環境事務所長及び保健福祉事務所長は、条例第七条において準用する条例第四条第三号の承認を行ったときは、出張業務承認書（様式第十四号）を交付するものとする。</p>	<p>(地位の承継の届出等)</p> <p>第六条 法第十二条の二第二項の規定により開設者の地位を承継した旨を届け出るときは、美容所開設者地位承継届出書（様式第八号、様式第九号又は様式第十号）を保健福祉環境事務所長等に提出して行うものとする。</p> <p>2 施行規則第二十一条第二項第二号の規定により前項の届出書に添付する同意書は、様式第十一号によるものとする。</p> <p>(出張業務の承認の申請等)</p> <p>第七条 条例第七条において準用する条例第四条第三号の承認を得ようとするときは、出張業務承認申請書（様式第十二号）を保健福祉環境事務所長等に提出しなければならない。</p> <p>2 保健福祉環境事務所長及び保健福祉事務所長は、条例第七条において準用する条例第四条第三号の承認を行ったときは、出張業務承認書（様式第十三号）を交付するものとする。</p>

第三条による改正（福岡県旅館業法施行細則（昭和三十五年福岡県規則第八十九号））新旧対照表

改正後	改正前
<p>(営業者の地位の承継の承認申請)</p> <p>第二条の二 法第三条の二第一項、法第三条の三第一項又は法第三条の四第一項の規定により知事の承認を受けようとする者は、旅館業営業承継承認申請書（合併、分割又は相続の場合は様式第二号、譲渡の場合は様式第二号の二）を、保健福祉環境事務所長等に提出しなければならない。</p> <p>2 省令第三条第二項第二号に規定する同意書は、様式第二号の三によるものとする。</p> <p>(許可書又は承認書の交付)</p> <p>第二条の三 保健福祉環境事務所長及び保健福祉事務所長は、法第三条第一項に規定する許可又は法第三条の二第一項、法第三条の三第一項若しくは法第三条の四第一項に規定する承認をしたときは、旅館業営業許可書（様式第三号）又は旅館業営業承継承認書（合併又は分割の場合は様式第四号、相続の場合は様式第四号の二、譲渡の場合は様式第四号の三）を申請者に交付する。</p> <p>(水質の基準)</p> <p>第五条 福岡県旅館業法施行条例（昭和三十五年福岡県条例第三十一号。以下「条例」という。）第十条第一号に規定する規則で定める水質基準は、次のとおりとする。ただし、知事が、温泉等を利用するものであるためこの基準（大腸菌、大腸菌群及びレジオネラ属菌に関する基準並びに第三号に規定する基準を除く。）により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準によらないことができる。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 水道水以外の水（温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第十五条第一項に基づき飲用の許可を受けている温泉水を除く。）を飲用として使用する場合は、水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第四条に規定する水質基準に適合するものであること。</p>	<p>(営業者の地位の承継の承認申請)</p> <p>第二条の二 法第三条の二第一項又は法第三条の三第一項の規定により知事の承認を受けようとする者は、旅館業営業承継承認申請書（様式第二号）を、保健福祉環境事務所長等に提出しなければならない。</p> <p>2 省令第三条第二項第二号に規定する同意書は、様式第二号の二によるものとする。</p> <p>(許可書又は承認書の交付)</p> <p>第二条の三 保健福祉環境事務所長及び保健福祉事務所長は、法第三条第一項に規定する許可又は法第三条の二第一項若しくは法第三条の三第一項に規定する承認をしたときは、旅館業営業許可書（様式第三号）又は旅館業営業承継承認書（合併又は分割の場合は様式第四号、相続の場合は様式第四号の二）を申請者に交付する。</p> <p>(水質の基準)</p> <p>第五条 福岡県旅館業法施行条例（昭和三十五年福岡県条例第三十一号。以下「条例」という。）第十条第一号に規定する規則で定める水質基準は、次のとおりとする。ただし、知事が、温泉等を利用するものであるためこの基準（大腸菌、大腸菌群及びレジオネラ属菌に関する基準並びに第三号に規定する基準を除く。）により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準によらないことができる。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 水道水以外の水（温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第十三条に基づき飲用の許可を受けている温泉水を除く。）を飲用として使用する場合は、水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第四条に規定する水質基準に適合するものであること。</p>

第四条による改正（クリーニング業法施行細則（昭和四十年福岡県規則第五号））新旧対照表

改正後	改正前
<p>(地位の承継の届出)</p> <p>第四条 法第五条の三第二項の規定による届出書は、様式第六号、様式第七号、様式第八号又は様式第九号によるものとする。</p> <p>2 省令第二条の二第二項第二号に規定する同意書は、様式第十号によるものとする。</p> <p>第六条 クリーニング師試験を受けようとする者は、クリーニング師試験受験願書（様式第十一号）に、省令第三条各号に規定する書類のほか、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者であることを証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(免許の申請)</p> <p>第九条 省令第四条の規定によりクリーニング師の免許を受けようとする者は、クリーニング師免許申請書（様式第十二号）に省令第四条各号に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。</p> <p>(免許証の再交付の申請)</p> <p>第十条 省令第六条第一項の規定により免許証の再交付の申請をしようとする者は、クリーニング師免許証再交付申請書（様式第十三号）により知事に申請しなければならない。</p> <p>(免許証の訂正の申請)</p> <p>第十一条 省令第八条の規定により免許証の訂正の申請をしようとする者は、クリーニング師免許証訂正申請書（様式第十四号）に当該免許証及び戸籍謄本又は戸籍抄本を添えて知事に申請しなければならない。</p> <p>(登録抹消の申請)</p> <p>第十二条 省令第九条又は第十条第二項の規定により免許証を返納しなければならない者は、クリーニング師登録抹消申請書（様式第十五号）を知事に提出しなければならない。</p>	<p>(地位の承継の届出)</p> <p>第四条 法第五条の三第二項の規定による届出書は、様式第六号、様式第七号又は様式第八号によるものとする。</p> <p>2 省令第二条の二第二項第二号に規定する同意書は、様式第九号によるものとする。</p> <p>第六条 クリーニング師試験を受けようとする者は、クリーニング師試験受験願書（様式第十号）に、省令第三条各号に規定する書類のほか、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者であることを証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(免許の申請)</p> <p>第九条 省令第四条の規定によりクリーニング師の免許を受けようとする者は、クリーニング師免許申請書（様式第十一号）に省令第四条各号に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。</p> <p>(免許証の再交付の申請)</p> <p>第十条 省令第六条第一項の規定により免許証の再交付の申請をしようとする者は、クリーニング師免許証再交付申請書（様式第十二号）により知事に申請しなければならない。</p> <p>(免許証の訂正の申請)</p> <p>第十一条 省令第八条の規定により免許証の訂正の申請をしようとする者は、クリーニング師免許証訂正申請書（様式第十三号）に当該免許証及び戸籍謄本又は戸籍抄本を添えて知事に申請しなければならない。</p> <p>(登録抹消の申請)</p> <p>第十二条 省令第九条又は第十条第二項の規定により免許証を返納しなければならない者は、クリーニング師登録抹消申請書（様式第十四号）を知事に提出しなければならない。</p>

第五条による改正（福岡県事務委任規則（昭和四十年福岡県規則第二十二号））新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保健福祉環境事務所長及び保健福祉事務所長委任事項)</p> <p>第二十条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 保健福祉環境事務所長等に、次の各号に掲げる保健医療介護部生活衛生課関係の事務を委任する。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務</p> <p>この号中旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号）を「施行規則」という。</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 法第三条第四項の規定に基づき、旅館業の営業の施設の設置によって同条第三項各号に掲げる施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、学長、校長、教育委員会等の意見を求めること（法第三条の二第二項、第三条の三第二項及び第三条の四第三項において準用する場合を含む。）。</p> <p>ハ 法第三条の二第二項、第三条の三第一項及び第三条の四第一項の規定に基づき、旅館業の営業者の地位の承継を承認すること。</p> <p>ニ・ホ 略</p> <p>六 十五 略</p> <p>十六 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号。以下この号において「改正法」という。）の施行に関する事務</p> <p>イ 改正法附則第三条第一項、第四条第二項、第五条第二項、第六条第二項、第七条第二項、第八条第二項又は第九条第二項の規定に基づき、営業者等の地位を承継した者の業務の状況について、調査すること。</p> <p>十七・十八 略</p> <p>5 20 略</p> <p>(食肉衛生検査所長委任事項)</p> <p>第二十三条の二 食肉衛生検査所長に、次の各号に掲げる事務を委任する。</p> <p>一 六 略</p> <p>七 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等</p>	<p>(保健福祉環境事務所長及び保健福祉事務所長委任事項)</p> <p>第二十条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 保健福祉環境事務所長等に、次の各号に掲げる保健医療介護部生活衛生課関係の事務を委任する。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務</p> <p>この号中旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号）を「施行規則」という。</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 法第三条第四項の規定に基づき、旅館業の営業の施設の設置によって同条第三項各号に掲げる施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、学長、校長、教育委員会等の意見を求めること（法第三条の二第二項及び第三条の三第三項において準用する場合を含む。）。</p> <p>ハ 法第三条の二第一項及び第三条の三第一項の規定に基づき、旅館業の営業者の地位の承継を承認すること。</p> <p>ニ・ホ 略</p> <p>六 十五 略</p> <p>十六・十七 略</p> <p>5 20 略</p> <p>(食肉衛生検査所長委任事項)</p> <p>第二十三条の二 食肉衛生検査所長に、次の各号に掲げる事務を委任する。</p> <p>一 六 略</p>

の一部を改正する法律（以下この号において「改正法」という。）の施行に関する事務

イ 改正法附則第十条第二項の規定に基づき、食鳥処理業者の地位を承継した者の業務の状況について、調査すること。

第六条による改正（福岡県興行場の衛生措置基準等に関する条例施行規則（昭和五十九年福岡県規則第五十九号））新旧対照表

改正後	改正前
<p>(営業者の地位の承継の届出書)</p> <p>第四条の二 条例第四条の二に規定する届出書は、相続の場合にあつては様式第六号の一、合併の場合にあつては様式第六号の二、分割の場合にあつては様式第六号の三、<u>譲渡の場合にあつては様式第六号の四</u>によるものとする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(営業者の地位の承継の届出書)</p> <p>第四条の二 条例第四条の二に規定する届出書は、相続の場合にあつては様式第六号の一、合併の場合にあつては様式第六号の二、分割の場合にあつては様式第六号の三によるものとする。</p> <p>2・3 略</p>

第七条による改正（福岡県公衆浴場法施行細則（昭和六十三年福岡県規則第十九号））新旧対照表

改正後	改正前
<p>(営業者の地位の承継の届出)</p> <p>第三条 省令第一条の二、第二条、第三条又は第三条の二に規定する届書は、それぞれ、様式第二号、様式第三号、様式第四号又は様式第五号とする。</p> <p>2 省令第二条第二項第二号に規定する同意書は、様式第六号とする。</p>	<p>(営業者の地位の承継の届出)</p> <p>第三条 省令第二条、第三条又は第三条の二に規定する届書は、それぞれ、様式第二号、様式第三号又は様式第四号とする。</p> <p>2 省令第二条第二項第二号に規定する同意書は、様式第五号とする。</p>
<p>(患者の入浴の許可)</p> <p>第四条 法第四条ただし書の規定により患者の入浴の許可を受けようとする者は、患者入浴許可申請書(様式第七号)を保健福祉環境事務所長又は保健福祉事務所長(以下「保健福祉環境事務所長等」という。)に提出しなければならない。この場合において、省令第五条第一号の場合にあつては、その療養効果を証する書類を添付しなければならない。</p>	<p>(患者の入浴の許可)</p> <p>第四条 法第四条ただし書の規定により患者の入浴の許可を受けようとする者は、患者入浴許可申請書(様式第六号)を保健福祉環境事務所長又は保健福祉事務所長(以下「保健福祉環境事務所長等」という。)に提出しなければならない。この場合において、省令第五条第一号の場合にあつては、その療養効果を証する書類を添付しなければならない。</p>
<p>(許可書の交付等)</p> <p>第五条 保健福祉環境事務所長及び保健福祉事務所長は、法第二条第一項の規定により経営の許可をしたときは公衆浴場営業許可書(様式第八号)を、法第四条ただし書の規定により患者の入浴の許可をしたときは患者入浴許可書(様式第九号)を申請者に交付するものとする。</p>	<p>(許可書の交付等)</p> <p>第五条 保健福祉環境事務所長及び保健福祉事務所長は、法第二条第一項の規定により経営の許可をしたときは公衆浴場営業許可書(様式第七号)を、法第四条ただし書の規定により患者の入浴の許可をしたときは患者入浴許可書(様式第八号)を申請者に交付するものとする。</p>
<p>(変更、停止及び廃止の届出)</p> <p>第六条 省令第四条の規定により届出をしようとする者は、変更にあつては公衆浴場営業許可申請書(営業承継届)記載事項変更届(様式第十号)を、停止にあつては公衆浴場営業停止届(様式第十一号)を、廃止にあつては公衆浴場営業廃止届(様式第十二号)を保健福祉環境事務所長等に提出しなければならない。</p>	<p>(変更、停止及び廃止の届出)</p> <p>第六条 省令第四条の規定により届出をしようとする者は、変更にあつては公衆浴場営業許可申請書(営業承継届)記載事項変更届(様式第九号)を、停止にあつては公衆浴場営業停止届(様式第十号)を、廃止にあつては公衆浴場営業廃止届(様式第十一号)を保健福祉環境事務所長等に提出しなければならない。</p>
<p>(水質の基準)</p> <p>第八条 条例第四条第二項第八号の規則で定める水質基準は、次のとおりとする。ただし、知事が、温泉等を使用するものであるためこの基準(大腸菌、大腸菌群及びレジオネラ属菌に関する基準並びに第三号に規定する基準を除く。)により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準によらないことができる。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 水道水以外の水(温泉法(昭和二十三年法律第二百五号)第十五条第一項に基づ</p>	<p>(水質の基準)</p> <p>第八条 条例第四条第二項第八号の規則で定める水質基準は、次のとおりとする。ただし、知事が、温泉等を使用するものであるためこの基準(大腸菌、大腸菌群及びレジオネラ属菌に関する基準並びに第三号に規定する基準を除く。)により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準によらないことができる。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 水道水以外の水(温泉法(昭和二十三年法律第二百五号)第十三条に基づき飲用</p>

き飲用の許可を受けている温泉水を除く。
）を飲用として使用する場合は、水道法（
昭和三十二年法律第百七十七号）第四条に
規定する水質基準に適合するものであるこ
と。

の許可を受けている温泉水を除く。）を飲
用として使用する場合は、水道法（昭和三
十二年法律第百七十七号）第四条に規定す
る水質基準に適合するものであること。

第九条による改正（食品衛生法施行細則（平成四年福岡県規則第四十号））新旧対照表

改正後	改正前
<p>(営業許可申請書)</p> <p>第七条 略</p> <p>2 前項の規定に関わらず、臨時営業（催物に際し、短期間に限り、組立式等簡易な施設を用いて行う営業をいう。）の許可を受けようとする場合については、知事が別に定める様式によるものとする。</p>	<p>(営業許可申請書)</p> <p>第七条 略</p> <p>2 前項の規定に関わらず、臨時営業（催物に際し、短期間に限り、<u>営業車（自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号））第二条第二項に規定するものうち、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第二条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。ただし、二輪自動車を除く。）に営業設備を設けたものをいう。）又は組立式等簡易な施設を用いて行う営業をいう。）の許可を受けようとする場合については、知事が別に定める様式によるものとする。</u></p>
<p>(営業者の地位の承継の届出)</p> <p>第九条 <u>省令第六十七条の二第一項に規定する営業の譲渡による営業者の地位の承継の届出は、様式第五号によるものとする。</u></p> <p>2 <u>省令第六十八条第一項に規定する相続による営業者の地位の承継の届出は、様式第六号によるものとする。</u></p> <p>3 <u>省令第六十九条第一項に規定する合併による営業者の地位の承継の届出は、様式第七号によるものとする。</u></p> <p>4 <u>省令第七十条第一項に規定する分割による営業者の地位の承継の届出は、様式第八号によるものとする。</u></p>	<p>(営業者の地位の承継の届出)</p> <p>第九条</p> <p><u>省令第六十八条第一項に規定する相続による営業者の地位の承継の届出は、様式第五号によるものとする。</u></p> <p>2 <u>省令第六十九条第一項に規定する合併による営業者の地位の承継の届出は、様式第六号によるものとする。</u></p> <p>3 <u>省令第七十条第一項に規定する分割による営業者の地位の承継の届出は、様式第七号によるものとする。</u></p>
<p>(申請事項の変更の届出)</p> <p>第十一条 <u>省令第七十一条に規定する届出は、様式第九号によるものとする。</u></p>	<p>(申請事項の変更の届出)</p> <p>第十一条 <u>省令第七十一条に規定する届出は、様式第八号によるものとする。</u></p>
<p>(廃業の届出)</p> <p>第十二条 <u>省令第七十一条の二の届出書は、様式第十号によるものとする。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(廃業の届出)</p> <p>第十二条 <u>省令第七十一条の二の届出書は、様式第九号によるものとする。</u></p> <p>2 略</p>